

海外の財形類似制度の概要

制度名	米国			ドイツ	英国
	Roth個人退職勘定(Roth-IRA: Roth Individual Retirement Account)(1998年)	個人退職勘定(所得控除可)(Traditional IRA(Tax-deductible IRA))(1974年)	個人退職勘定(所得控除不可)(Traditional IRA(Non-deductible IRA))(1974年)	修正第5次財産形成法(1998年)	個人貯蓄勘定(ISA:Individual Savings Account)(1999年)
利用資格	<p>次の勤労所得を有する者は、年齢を問わず、利用できる(2005年基準)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○夫婦合算申告者: 合算勤労所得が150,000ドル以下の者は全面利用可。ただし、150,000～160,000ドルの者は、遞減利用可。160,000ドル以上の者は利用不可。 ○単独申告者: 勤労所得が95,000ドル以下の者は全面利用可。ただし95,000～110,000ドルの者は、递減利用可。11,000ドル以上の者は利用不可。 	<p>○勤労所得があり、70.5歳未満であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業年金に加入していない者は勤労所得水準に関係なく利用可。 ○企業年金に加入している者については、次の勤労所得を有する者のみ利用可(2005年基準)。 <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦合算申告者: 合算勤労所得が70,000ドル未満の者は全面利用可。70,000～80,000ドルの者は递減利用可。 ・単独申告者: 勤労所得が50,000ドル未満は全面利用可。50,000～60,000ドル以下の者は递減利用可。 	<p>○勤労所得があり、70.5歳未満であること。(Tax-deductible IRAsの満額拠出要件を満たさない者に限る)。</p>	<p>勤労者。ただし、政府の助成を受けるための所得制限あり(独身者は3万5千マルク、既婚者は7万マルク)。</p>	16歳以上(労働所得があること)
投資内容	<p>内国歳入庁が定める条件を満たす以下の商品への投資(複数商品への投資可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○銀行預金 ○ミューチュアルファンド ○生命保険 ○証券会社での自己指図運用 	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> ○株式投資 ○住宅建設貸付組合を通じる貯蓄 	<p>○人々の様々なニーズに合わせ、「株式」「キャッシュ」「生命保険」のコンボネントの貯蓄方法の中から選択し、短期または長期の貯蓄ができる。</p> <p>○ISAには次の2種類がある。</p> <p>①Max ISA(「株式」「キャッシュ」「生命保険」の3つのコンボネントがセットで入っており、各々のコンボネントへの拠出額は個人が決める)</p> <p>②Mini ISA(「株式ISA」「キャッシュISA」「生命保険ISA」という個別のISAからなり、個人が、そのいずれかまたは全部を選択し、拠出金額を決める)</p>
拠出限度額	<p>(2005年基準) 4,000ドル(50歳以上は5,000ドル)。ただし、Traditional IRAにも拠出している場合は合算金額がこれを超えてはならない。</p> <p>(注)夫婦合算申告者は上記の2倍の金額</p>	<p>(2005年基準) 4,000ドル(50歳以上は5,000ドル)。</p> <p>(注)夫婦合算申告者は上記の2倍の金額</p>	<p>(2005年基準) 4,000ドル(50歳以上は5,000ドル)と Tax-deductible IRAへの拠出金額の差額。</p> <p>(注)夫婦合算申告者は上記の2倍の金額</p>	<p>○株式投資(貯蓄限度額800マルク、助成率: 旧西ドイツ20%、旧東ドイツ25%)</p> <p>○住宅建設貸付組合を通じる貯蓄(貯蓄限度額936マルク、助成率10%)</p>	<p>①Max ISA7000ポンド(①株式コンボネント7000ポンド、②キャッシュ3000ポンド、生命保険コンボネント1000ポンド)</p> <p>②Mini ISA(①株式コンボネント3000ポンド、②キャッシュ3000ポンド、生命保険コンボネント1000ポンド)</p>
税制上の優遇措置	<p>○課税後所得から拠出。運用益は非課税。</p> <p>○5年内の引出しには、ペナルティ税が課せられる。5年経過後に、拠出額から引き出す場合には課税されない。</p> <p>○59.5歳到達前の収益部分引出しに対しては、次の場合を除き、10%のペナルティ税が課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育のため ・初めての家の購入に対し10,000ドルまで。 ・障害または死亡 ○特定の年齢までに引出しを開始する義務はない。 	<p>○課税前所得から拠出。運用益は引出時まで課税線延べ。</p> <p>○59.5歳以前の引出しは、次の場合を除き、10%のペナルティ税を課せられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育 ・勤労所得(AGI)の7.5%を超える医療費 ・税制適格医療保険 ・初めての自宅購入に対し10,000ドル・障害または死亡 ○引出しは、70.5歳に到達した直後に到来する4月1日までに開始しなければならない(これに反した場合、引出義務のある金額に対し、50%のペナルティ税)。 ○引出しに伴い、積立元本および運用益の両方に所得税が課税される。 	<p>○課税後所得から拠出。運用益は引出時まで課税線延べ。</p> <p>○引出しに伴い、運用益は通常所得として課税される。</p>	なし	課税後所得から拠出、運用益が非課税